

ふうちょう属に属する鳥類の解釈等について

輸入注意事項50第2号 (50.5.26)

改正①輸入注意事項54第23号 (54.9.6) ②輸入注意事項56第31号 (56.2.10)
 ③輸入注意事項17第52号 (17.7.25)

昭和41年4月通商産業省告示第170号(輸入公表)の三の8の(2)のワシントン条約の附属書IIに掲げる種に属する動物のうち「ふうちょう属」については、下記によるものとして取扱います。①②③

記

1 ふうちょう属に属する鳥類とは次のものをいう。

学名	和名
Paradisaea	ふうちょう属
種名	和名
P. apoda	おおふうちょう
P. Minor	こふうちょう
P. rubra	べにふうちょう
P. rudolphi	あおふうちょう
P. decora	べにかざりふうちょう
P. guilhelmii	しろかざりふうちょう
P. maria	まりあふうちょう
P. raggiana	せぐろあかかざりふうちょう

2 ふうちょう属の生息地

主としてパプアニューギニア及びインドネシアに生息している。

3 ふうちょう属の特長

この属の特長は、オスにおいてかざり羽(生殖毛)を有するが、例外的にはあおふうちょうのように極くわずかなものもある。その他2本の長い針金のような羽が一対生えており、メスあるいはオスと繁殖期以外のオスではかざり羽はない。また、この仲間の大多是オス、メス共に胸に縞はない。

これらの種類は、繁殖期のかざり羽のあるものは美しく、はく製として輸入される場合が多い。